

## 第2節 県民参加の森林づくりの推進

### 1 森林とのふれあい

森林は、水資源のかん養、木材の供給、土砂災害、地球温暖化の防止など、重要な役割を果たしています。

県では、森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を創出するなど、県民参加の森林づくりを推進しています。（表3-19）

表3-19 平成27年度 「森林とのふれあい」イベント

イベント名	時期	場所	内容
みどりの感謝祭	平成27年4月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、緑の教室、苗木配布
「九州森林の日」植樹祭	平成27年11月21日	県民の森	植樹活動、木工教室

### 2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に、平成17年度から森林環境税を導入し、平成21年度及び平成26年度に、それぞれ課税期間を5年間延長し、現在の課税期間を平成31年度までとしたところです。

この財源を活用して、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進に貢献する間伐・再造林等の森林整備や県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策、森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進、多様な主体による森林づくりの促進など、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

## 第3節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

### 1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

### 2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む）は、平成27年3月末現在、19市14町において、1,267カ所、約1,929haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、13.8㎡です。（資料編4-(1)）

### 3 街路緑化

県管理道路において，うるおいのある都市環境や沿道景観の形成を図るため，地域に適した植栽を行っています。

### 4 緑化の推進

県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや，県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

## 第4節 水辺空間の保全・整備

渚や川辺，湧水等の水辺は，生産の場，国土保全の場として機能しているほか，水や動植物とのふれあいの場としての利用など人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっています。

また，環境省の名水百選に選定された霧島山麓丸池湧水（湧水町），屋久島宮之浦岳流水（屋久島町），清水の湧水（南九州市），甲突池（鹿児島市），唐船峡京田湧水（指宿市），普現堂湧水源（志布志市），ジッキョヌホー（知名町）をはじめ各地に湧水や流水があり，地域の人々に親しまれています。

### 1 河川的环境整備

県では，河川が水と緑のオープンスペースとしてうるおいを与え，地域におけるふれあいの場となることから，リバーフロント整備事業などにより水辺に親しむ施設や自然環境に配慮した河川の整備を進めています。また，砂防事業においては，多様な自然環境を保全し，次世代へ引き継いでいくため，「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき，地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進しています。（資料編4-(2)）

### 2 港湾的环境整備

本県の港湾は県民の輸送基盤の根幹をなし，地域物流の拠点として重要な役割を担っています。近年，社会情勢の変化の中で従来の物流・産業の面のみならず，文化・レクリエーションの面も合わせ持ったウォーターフロントとしての港湾に期待が高まっています。

港湾の環境整備については，港湾利用者・周辺住民が，海とふれあうことのできる快適で賑わいのある空間や緑地・広場等の整備を行っています。（資料編4-(3)）

### 3 漁港的环境整備

漁港は，漁業生産活動の拠点であるとともに，漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあることから，うるおいのある漁港環境を形成するために，緑地等の整備を行っています。（資料編4-(4)）

### 4 海岸的环境整備

海岸環境整備事業などにより自然環境や生活環境に配慮しながら，うるおいのある海岸空間の整備を行っています。（資料編4-(5)）

## 第5節 景観の形成

本県が有している雄大で美しい自然や、地域固有の歴史・文化・人々の暮らし等が織りなす多彩で豊かな景観は、県民共通の資産として保全し、将来の世代に引き継いでいくことが求められており、県では、平成19年度に「県景観条例」、「景観形成基本方針」や「景観形成ガイドライン」を、平成20年度に「公共事業景観形成基準」を策定し、これらに基づく施策として、平成27年度に次の事業を行いました。

### 1 景観法を活用した取組の推進

#### (1) 景観行政団体への移行

景観法に定める景観行政団体（同法に基づく各種施策を活用して良好な景観形成を行う主体）に、新たに6団体（東串良町、肝付町、大崎町、徳之島町、天城町、伊仙町）が移行し、平成27年度末の県内の景観行政団体は、37市町村となりました。

#### (2) 市町村景観計画策定支援事業の実施

各市町村における景観計画の策定を促進するため、計画策定に必要な情報やノウハウを学習する全体研修会と、各地域振興局・支庁ごとに各市町村の景観計画の策定を含めた景観行政に係る現状や課題について協議を行いました。

※平成27年度末で景観計画の策定を終えているのは、5市町（鹿児島市、出水市、薩摩川内市、霧島市、屋久島町）

### 2 景観形成の実践活動への支援

市町村や地域づくり団体等による地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、まちづくりや緑化等の専門家を景観アドバイザーとして派遣しました。

### 3 景観形成の普及啓発

#### (1) かがしま・人・まち・デザイン賞の実施

良好な景観に対する県民等の理解を深め、個性豊かで魅力あふれる景観の形成を推進するため、特に功績があった方々について、「景観づくり部門」、「都市デザイン部門」のそれぞれで、大賞1件、優秀賞2件、奨励賞1件の表彰を行いました。

#### (2) かがしま景観学習の実施

本県の個性豊かで魅力あふれる景観の大切さを、次世代を担う子供達に引き継ぐとともに、郷土に対する誇りを持てる人材を育成するため、「かがしま景観学習」を実施することとし、平成27年度においては、平成28年度から景観学習を実施するため、その対象となる小学校3校を選定するとともに、各小学校の学習プログラム作成を支援しました。

### 4 景観に配慮した公共事業の推進

県自らの景観形成に関連のある事業についても、庁内の31課・室で構成する景観形成推進連絡会議で調整を図るなどし、景観に配慮した公共事業を実施しました。